

Policy for the Association of Organizations with FSC®(組織とFSC®との関係に関する指針)
(FSC-POL-01-004)に関するよくある質問

1. 「組織とFSCとの関係に関する指針」とは何ですか？FSC制度での役割は何ですか？
2. 許容できない活動とは何ですか？
3. 「組織とFSCとの関係に関する指針」は誰に対して適用されるのですか？
4. 「組織とFSCとの関係に関する指針」は何に対して適用されるのですか？
5. 「組織とFSCとの関係に関する指針」はどのように実施されるのですか？
6. 「組織とFSCとの関係に関する指針」はなぜ改定されていて、提案されている主な変更点は何ですか？

1. 「組織とFSCとの関係に関する指針」とは何ですか？FSC制度での役割は何ですか？

組織とFSCとの関係に関する指針(FSC-POL-01-004)はFSCと関係する組織間で共有される価値の表現であり、FSCと関係する組織が避けることを誓わなければならない6つの許容できない活動を定義しています。この指針は、6つの許容できない活動に関わっている組織に対する防護対策として機能し、FSCやFSCに關係するすべての事業体の評判を守ります。この指針は、具体的な実施方法を示した手順文書によって補完されます。

森林管理(FM)規格、管理木材規格、CoC規格の要求事項に加えて、FSCと関係するすべての組織は、FSCやFSC会員そしてFSCと関係するすべての事業体の信頼を危機に晒しかねない特定の活動を避けることに同意しています。この同意にはFSC認証に関わるものだけでなく、FSC認証に関わらない活動も含まれています。

これらの許容できない活動に関する違反を犯した組織との関係断絶は最後の手段です。ここに至るまでに、まずは正式な苦情提出の前段階としてこの組織に関する懸念を解決すべき最善の努力がされます。このような努力にもかかわらず、課題解決に向けたすべての取組みが失敗した場合に、組織との関係断絶という措置が取られます。

2. 許容できない活動とは何ですか？

組織とFSCとの関係に関する指針で提案されている許容できない活動は以下の活動です(FSC管理木材規格における許容できない供給源と類似しています)：

- 違法伐採または林産物の違法取引
- 伝統的権利および人権の侵害
- ILO基本条約の侵害
- 森林における高い保護価値(HCV) への深刻なダメージ
- 森林から人工林または森林以外への土地利用への深刻な転換
- 商業目的での遺伝子組換え樹木の植栽または育成

この改定の目的は現在規定されている許容できない活動の6つのカテゴリーを変更することではなく、可能な限り他のFSC規準要求事項と整合させ、これまで発生してきた誤解を解決すべく明確化を図ることです。下記第6項の表において、上記の6つのカテゴリーが現在のものからどのように変

更されているのか詳細をご確認ください。「組織とFSCとの関係に関する指針」の改定版草案では、許容できない活動に関する利害関係者のための背景情報が追加で紹介されていますので、あわせてそちらもご覧ください。

3. 「組織とFSCとの関係に関する指針」は誰に対して適用されるのですか？

この指針はFSCと関係している、またはこれから関係しようとしているすべての組織に適用されます。これにはFSCと契約関係があるすべての組織が含まれ、この契約にはライセンス契約、共同契約、会員契約が含まれます。

この指針において使われる「組織」という用語は法人全体に適用され、子会社、親会社、合併会社などの関連事業体が含まれます。

4. 「組織とFSCとの関係に関する指針」は何に対して適用されるのですか？

「組織とFSCとの関係に関する指針」は、FSC認証の範囲でカバーされない組織の活動に対して適用されます。この指針ではFSCと関係する組織が避けることを誓わなければならない許容できない活動を示し、違反した場合の結果について定義しています。

この指針は許容できない活動が行われている場合、または行われた場合に適用されます。許容できない活動に関与する意向だけでは、この指針に則った処理をするには不十分です。

5. 「組織とFSCとの関係に関する指針」はどのように実施されるのですか？

「組織とFSCとの関係に関する指針」を実施するにあたり、段階的に2つの手順文書が用いられます：

1. これからFSCと関係しようとするすべての組織は、「FSCとの関係に関するデューデリジェンス評価(FSC-PRO-01-004)」に従って、審査されます。この評価手順は既存の組織に対しても変化のモニタリングするために用いられます。

この手順は現在改定の初期段階であり、今回のコンサルテーションにおいて利害関係者からの意見を募集しています。このコンサルテーションのために準備されたディスカッションペーパーをご覧ください。

2. FSC事務局が「組織とFSCとの関係に関する指針」に関する違反の可能性に関する情報を得た場合、「FSC認証制度におけるFSCとの関係に関する苦情処理(FSC-PRO-01-009)」が適用されます。この手順は現在次の場合のみ適用可能です：

□ **事後措置：**利害関係者から、ある組織について「組織とFSCとの関係に関する指針」への違反の可能性が報告された場合。

「組織とFSCとの関係に関する指針」ワーキンググループでは、この手順を次の場合でも適用できるように範囲の拡大を提案しています：

□ **予防的措置：**苦情報告の前段階として、または苦情報告に代わり、「組織とFSCとの関係に関する指針」への違反の可能性に関する証拠または十分な証拠を伴わない申し立てがあった際に調査を開始できる。

承認されれば、この予防的な適用方法はFSC-PRO-01-009に反映されます。詳細情報はこのコンサルテーションのために準備されたディスカッションペーパーをご覧ください。

6. 「組織とFSC®との関係に関する指針」はなぜ改定されていて、提案されている主な変更点は何ですか？

2011年に「組織とFSCとの関係に関する指針」が承認されて以降、その適用方法に関して一貫性が欠けるケースが多く見つかり、FSCとしての正式な解釈を常に出し続ける必要性がありました。2014年にこの指針のレビューがされ、FSC理事会は事務局に対して指針改定のためのワーキンググループ設立を命じました。

レビューでは、既存の「FSCとの関係に関するデューデリジェンス評価(FSC-PRO-01-004)」を大きく強化し、現在は内部手続であるこの評価をモニタリングと評価活動にも使えるようにする必要性も明らかとなりました。

また「FSC認証制度におけるFSCとの関係に関する苦情処理(FSC-PRO-01-009)」の中で、新しい仕組みとして、積極的に「組織とFSCとの関係に関する指針」に関する評価をすることも提案されています。これにより現在は行うことができない、FSC事務局による指針違反の可能性に関する予防的な調査が可能となり、また正式な手続きによる苦情処理以外の対応が可能となります。

「組織とFSCとの関係に関する指針」の改定における主な変更点は以下の表にまとめられています。

項目	主な変更点	理由
はじめに	目的、意図、実施に関する詳細の追加	この指針がいつ適用されるべきかを明確化。
範囲	FSCと契約関係にあるすべての組織がこの指針の対象であることを明記。 本指針が、FSC認証の範囲外の活動に対して実施されることを明記。 この指針の実施のためには、許容できない活動が行われている又は行われたことがあることが条件であることを明記。許容できない活動を行う意向だけではこの指針への違反とならない。ただしFSCによりこの指針とは別の対応が取られる可能性はある。	混乱や誤解の原因となっていた要素に関する明確化。
指針要素: 責任および 管理(下)	許容できない活動への関与について、その許容できない活動の責任の所在に焦点をあてるべく改定：	現在の指針では「関与」について、組織が許容できない活動の発生責任を負うかも含め、どのように決定するか適切に示

	現在の指針では「直接的な関与」と「間接的な関与(51%以上の所有閾値)」という用語を使用して、組織が許容できない活動の発生責任を負うか決めている。 改定指針では、許容できない活動の発生が組織の管理下にあったかどうかによって、組織の責任を決定することが提案されている。 組織の「管理下」という考え方についてまとめた文書はこちらから。	されていない。特に意思決定に関する委任状が用いられた際の「間接的な関与」の決定には課題があった。また「間接的な関与」という用語の意味もよく理解されていないかった。 そこで指針の改定にあたり、組織の実際の責任を評価することとした。これには、組織の管理下において供給者または第三者が行なった許容できない活動も含まれることになる。
指針要素: 許容できない活動の6つのカテゴリー 注: 変更点を取り消し線と青字で示す	a) 違法木材や林産物の違法伐採収穫または取引 b) 森林施業における伝統的権利および人権の侵害 c) ILO基本条約の侵害 d) 森林施業における森林における高い保護価値(HCV) の破壊への深刻なダメージ e) 森林から人工林または森林以外への土地利用への深刻な転換 転換は以下のいずれかの場合に深刻だと考える: - 保護価値の高い森林の転換 - 組織の責任下管理下にあり、かつ国内にある森林地域において過去5年以内に10%以上の転換 - 組織の責任下管理下にあり、かつ国内にある森林地域において過去5年以内に10,000 ha以上の転換 上記のパーセントおよび面積の数字が転換を深刻と考えるかどうかの閾値となることを示すように注記も改訂されている。 f) 森林施業における商業目的での遺伝子組換え生物樹木の導入植栽および育成	他のFSC規格、特に管理木材規格との整合性を図るために全般を改訂した。 a) 既存指針の違法伐木の定義を反映するように改訂した。 b) FSCの評判面におけるリスクがある際に、森林施業外でのこれらの侵害を対象とできるように改訂した。この対象範囲拡大により管理木材規格、CoC規格と整合する。 c) 順番の変更以外は変更なし。この問題は別のFSCワーキンググループにより対処されており、その結果はこの指針にも反映される。 d) 既存指針の破壊の定義を反映するように改訂し、森林に焦点をあてた。 e) 実際に現地で起こっている空間的な影響に対処するために改訂された。閾値は今のところ変えられていないが、転換を扱っているFSCテクニカルワーキンググループにより変更されるかもしれない。 f) 許容できない活動は遺伝子組換え樹木の商業化であり、研究ではないことを明確にした。またこの指針を既存の遺伝子組換え生物に関する指針と整合させるために改訂した。
指針の実施	「組織とFSCとの関係に関する指針」の	現在の「組織とFSCとの関係に関する指

	手順文書(FSCとの関係に関するデューデリジェンス評価およびFSC認証制度におけるFSCとの関係に関する苦情処理)との重複をなくすために改訂した。 積極的に「組織とFSCとの関係に関する指針」に関する評価ができる仕組みを追加した。 関係断絶の代わりに、適切な場合は「条件付きの関係継続」を認めるというワーキンググループからの提案を追加した。 注：ワーキンググループ内でもこの提案には賛否両論あり、利害関係者からの意見を募集している。	針」では、即時関係断絶(解消のための条件と期限付き)または全くのお咎め無しの2つの選択肢しかない。関係断絶の前に是正および防止措置を取らせ、それらが機能しないときにはじめて関係断絶することを認める要件が存在しない。 そのため関係断絶の前に、FSCとの関係継続を希望する組織に是正する機会を与えるために「条件付きの関係継続」という選択肢が提案された。 これにより、「組織とFSCとの関係に関する指針」が課題解決のための迅速な行動を促すためにより建設的に用いられるようになる。また、関係断絶をしないという結論が出た場合にも、組織に一定の影響を与えることができる。 FSCとの関係を継続するための活動や条件には、許容できない活動が継続して行われていないこと、将来的に再発しないことを保証する仕組みがあること、そして是正および/または補償がされていることが含まれる。 この選択肢はすべてのケースで適用できるとは考えられていない。許容できない活動の深刻さや、解決に向けた行動がすぐに可能かといったことにもよる。
--	---	---